

# 「高齢者教育」の形成過程に関する考察

生涯教育計画コース 伊 藤 真木子

A History of "Education for Older Learners"

Makiko ITOH

Facing the aged society, recently in Japan, many attempts have been made to promote learning activities of older people. However, some people say that such conscious attempts may exclude older people. As a preparation to examine such messages, I would like to clarify the development of the idea "Education for Older Learners" separated from "Education for Adults", in the field of Social Welfare and Social Education, around the 1960's.

## 目 次

- I. はじめに
- II. 老人福祉の領域における高齢者の位置
  - A. ジェロントロジー論からの発想
  - B. 老人クラブと「老人学級」
- III. 社会教育の領域における高齢者の位置
  - A. 婦人教育と「老人学級」
  - B. 「高齢者教育」という発想へ
- IV. おわりに

## I. はじめに

超高齢社会に移行しつつある今日の日本において、高齢者の教育・学習については、個人的な信念としてその意義が説かれるにとどまらず、社会的・政策的な支援推進の必要性をも説かれるようになった。社会教育の領域においても、高齢者の教育・学習に対する公的私的、直接間接の支援推進方策や理論的基礎についての関心の高まりは、「成人教育」とは別に「高齢者教育」という一つの理論・実践領域を形づくりつつもある。こうした動向は、高齢者の教育・学習環境の整備促進等に一定の効果をもたらしたと言えようが、しかし一方で、成人一般とは異なる存在として高齢者を指定する必然性が必ずしも明瞭でない場面の多いことも、様々に指摘されてきた<sup>1)</sup>。

本稿は、そのような指摘に対する省察の意味を込めて、成人一般とは区別されて高齢者という存在が教育

の対象或いは学習者として「位置付いた」、そもそもの経緯をみようとするものである。

社会における精神的・文化的配慮や日常生活で受けた教育的作用の影響、個人や団体・機関の教育的配慮、厚生省や労働省、総務省(いずれも旧称)等など関係各行政における教育的意図まで、どのエージェントを念頭におき何をもって「位置付いた」とみなすかによって、様々な経緯をみることが可能であろう。

本稿は、社会教育の領域での「高齢者教育」の理論・実践の形成につながる、より直接的で具体的な経緯をみることを主眼とするものであり、「高齢者の社会教育」は、1963年の老人福祉法の制定によって“社会福祉行政と教育行政の谷間の問題”となったとする先行理論<sup>2)</sup>を、ひとまず念頭におく。

高齢人口が全人口に占める割合は6%程度にすぎず、高齢者層の問題が社会的にも政策的にも主要な関心とはなり得なかった1960年前後の状況にあって、老人福祉の領域においては“高齢者の社会教育”への関心はどう位置づいてきたのか。その間、社会教育の領域に、高齢者はどう位置づけられてきたのか。このことについて、以下でみていきたい。

なお、「高齢者」「老人」などの語が指す対象やそれに付随するイメージは、人によっても時と場によっても一定ではない以上、本稿でも特に限定した語は用いず、時々の論者や場の慣習に従う語を用いることとする。

## II. 老人福祉の領域における高齢者の位置

### A. ジェロントロジー論からの発想

従来「老人」に対する様々な社会的配慮の必要を説いてきたのは、養老施設職員を主とする養老事業関係者であった。社会一般に対しては“老年期は人生と社会道徳上如何なる意義と価値を有するか”を明示し、「老人」に対しては“殊に宗教的慰安に依って人間としての完成する機会を与ふることこそが養老事業の“使命”<sup>3)</sup>とも言われるなかで、“老人クラブ”や“老齢学(Gerontology)”<sup>4)</sup>のアイデアも積極的に移入されていた。また、“盗癖、性的変質等の性格異状者及び老人性痴呆者等”<sup>5)</sup>への対応が苦慮されるなかで、“老人指導員”的専門性や“老人達の再教育は如何にある可きか”などということが議論されてもいた<sup>6)</sup>。こうした動向は一部の厚生省社会局関係者によって閲知されてはいたものの<sup>7)</sup>、概して養老施設のなかでの「老人待遇論」<sup>8)</sup>に留まり、それ以上の関心を喚起することは殆どなかったのである。

厚生行政一般において「老人」や「老後」に関心が寄せられるようになるのは、1955年の「社会保障5か年計画」で老齢年金制度に対する方針が示されて以後のことであると言えよう。1959年には『人口白書』が人口の老齢化への対応策の必要性を示し、全国調査として1960年には『高齢者調査』と『老人福祉に関する世論調査』、1961年には『後期壮年層調査報告』、次いで1963年に『高齢者実態調査報告』が実施されるなど、高齢者に関する諸事実の基礎的データも収集・蓄積されつつあった。そして1963年には老人福祉法が成立し、対「老人」事業を唯一専門の所管とする老人福祉課が設置される。

その間の、社会保障制度の全面的な整備充実に向けて取り組まれた諸研究によって、諸外国の高齢者の生活実態や生活保障の制度などについての知見が紹介されることとなり、高齢者の教育・学習に関する情報をもたらされるのである。<sup>9)</sup>

厚生省人口統計局の職員として、社会保険制度の整備に向けての基礎的データを収集・分析する立場にあった渡辺定<sup>10)</sup>は1954年、人口の老齢化に伴い生じる諸課題を対象とする科学を発展させたいとの旨を示し「寿命学研究会」を設立する<sup>11)</sup>。1945年にアメリカで設立されたジェロントロジー協会(Gerontology Society)が、社会保険の問題の他、教育やレクリエーションについての研究討議を行っている動向に通じていた渡辺は、「寿命学研究会」の検討すべき当面の課題の一つとして“老年への準備教育及び老年の再教育”を掲げ、“老

人自身の教育”、“将来は老年になるべき中年者への教育”、“これらの人を教育する人のための教育”という3つの教育がそれぞれ充実発展する必要を論じる<sup>12)</sup>。そして既存の「老人病学会」や「長寿会」などの組織をまとめ、国内でのジェロントロジー学会を発足させ、その協議の場で“アメリカの老人教育の現状”<sup>13)</sup>を紹介したのである。

こうした渡辺の議論は、厚生行政或いはジェロントロジー学会関係者内で論じられるに留まらなかった。1958年にはアメリカより「老人教育レクリエーション部長」を講師として招き、「老人クラブと老人レクリエーション講習会」を全国6ヶ所で開催、各老人クラブ指導者にもその意を伝え、また後述する「老人大学」や「老人学級」等の諸実践を各地で紹介し、高齢者の教育・学習を老化予防或いは長寿法という観点から意味づけたのである。

一方、1955年に厚生省社会局施設課課長が“社会局としては、外国の例を参考にして、老人福祉法について種々研究している。”<sup>14)</sup>と述べたように、老人福祉法の制定に向けた取り組みも進められつつあった<sup>15)</sup>。同年、「地域社会において、充分なレクリエーションと教育と医療の機会に恵まれる権利」を保障しようとするニューヨーク州の老人憲章(案)が紹介され<sup>16)</sup>、以後全国養老事業協議会から毎年厚生省宛てに出される陳情書には、老人福祉法の法文に盛り込むべき具体的な内容として「老人の教育」の文言が含められることとなる<sup>17)</sup>。

そしてまた、1959年に施設課に採用されて以来、諸外国の高齢者福祉に関する資料を収集してきた森幹郎は、全体として活動の停滞が指摘されつつあった老人クラブの活動について、「教養の向上」という要素の加わることを期待し、「教養活動」を含む活動を行なう老人クラブを国庫補助の対象とする旨を、法文に盛り込むことを提案する<sup>18)</sup>。

老人福祉法案は種々に提案されていたが、施設課関係者は、老人福祉法に各省庁の所管事項を明確に規定すべく、施設や住宅の問題で建設省、就労問題で労働省、運賃割引などの問題で運輸省、そして“老人教育”というような意味で文部省等各省庁との折衝を行う。しかし“各省こぞって条文にいれるのには反対”で、“「趣旨に異論はないし、できるだけその方向に努力するから、条文化だけは勘弁してくれ”<sup>19)</sup>ということで、各省庁の所管事項については規定されず、法の制定過程において示された「老人の教育」の項目も最終的には削除されたのである。

しかし、老人福祉法に基づき国庫補助の対象となる

老人クラブの性格規定に「教養」の語が盛り込まれることになり、“老人福祉法の施行に伴う予算のうち、直接、老人の社会教育に必要な経費として計上されているものはないけれども、そのうち、老人クラブに対する補助金がある程度までは、そのために効果が上がるであろう。”<sup>20)</sup>と述べられることとなった。

老人福祉法が成立した1963年の8月、雑誌『社会教育』<sup>21)</sup>は特集として「老人の教育」を組み、老人福祉法の制定に一定以上の影響力をもった老人福祉行政関係者や老人クラブの理論的・実践的指導者らによる論稿を記載する。それらの論稿は、「老人の教育」は、老人が“時代という歯車は回る方向にしか回らないもので逆回転というものはあり得ないことが芯から了解され”<sup>22)</sup>、“自ら適応能力を回復”し<sup>22)</sup>、その欲求不満や孤独感を“解消するための方法”<sup>23)</sup>とするものであった。

当時の老人の抱える欲求不満のうち、経済面や住居等に関するものについては、年金・保険制度や施設の整備などを整備することによって一応の解決をみてきた。けれども、嫁・舅姑問題など家庭生活に関するものについては、問題はむしろ「封建的な」老人にあるとして、欲求そのものを解消させる教育的対応がとられつつあったと言えよう<sup>24)</sup>。

主としてアメリカの理論と実践に基づき、理想としての「高齢者」を念頭に置きつつ、理想としての「高齢者の教育・学習」を構想した動きとは別に、根本的には老人が社会の流れに「適応」すべきとする「老人の教育」の構想が、社会教育の領域にもたらされるのである。

## B. 老人クラブと「老人学級」

1954年には全国で112が確認されるにすぎなかった老人クラブ数は、1960年には5000、老人福祉法の成立後の1964年には47600と急増する<sup>25)</sup>。そしてそのように量的拡充を続け社会的な位置づけの変化を経験しつつあった老人クラブは、活動内容や構成員の属性など様々な点での多様性を呈し、また、設置されて数年を経た老人クラブは、発足当初の動機と性格を変質させつつあった。

その中には“勉強型”<sup>26)</sup>などと分類されるクラブもあって、老人クラブの活動には“当然、教育的な効果は期待されてよい”<sup>27)</sup>などと積極的に意義づけられるようになっていた。1958年に大阪市老人クラブ連合会では「老人教育事業」に着手し、ここで使用された「老人学級の学習用のテキスト」では、“考えようとしない人は「ふけ’てしまうし新しい進歩を身につけることがない”などと説かれ、また、“老人に対して尚教育を必要とす

る理由をどこに求めるのか”などと問い合わせ、ハヴィガーストの発達段階論を援用して“定年予備校”的意義をも説かれた<sup>28)</sup>。また、“もっとしっかりとした勉強会を組織的に、継続的に出来ないか”として、1958年には全国ではじめての試みと言われる「老人大学」が徳島県社会福祉協議会と鳴門市の老人クラブとの協力によって企画される<sup>29)</sup>。或いはまた、後々まで老人学級のあり方に影響を与える、長野県伊那市の小林文成を指導者とする「樂生学園」の諸実践の動向が“老人クラブの在り方が問題とされている折柄好箇の参考資料”として伝えられつつもあった<sup>30)</sup>。

老人クラブが発足するそもそもその動機は、家庭内の「不和」或いは「孤独」であり、それらからの「避難所」としての機能が期待されたものであった。しかし、老人クラブ設置推進運動のなかで、「避難所」としての意義を強調することは、老人に対しても老人の家族に対しても、そこに接近することに心理的抵抗感を与えるものであり、参加に至る個人的な諸事情に関与しない適切な意義付けが必要となっていたと言えよう。また、「避難所」として発足した多くの老人クラブは、“不安とか絶望といった消極的な雰囲気を適当に刺激し整理しながら、最後にひどく楽天的で明るい気分だけにして帰らせてくれる”<sup>31)</sup>機能を有するというその意味で、老人にとっては有意義な組織であったと言える。しかしその内実は、不安や不満、生活のリズムといったものを共有し合える人々とのあいだで、一時の慰めを得られた結果にすぎない。こうした機能が、活動内容の慢性化によって、次第に失われるのは必然であり、自然消滅するか、或いは存続しようとするならば、“更に高次の微分化された感情構造を必要とする”<sup>32)</sup>活動の組織化が求められる。老人クラブの設置推進者が、その教育的機能をもって老人クラブを意義付けるようになっていたのは必然的な流れでもあった。

そしてまた、老人クラブに対する補助金を支出する地方自治体も増えており<sup>33)</sup>、それに値する老人クラブのあり様を示すことは老人クラブ設置推進者らにとっては社会的な責務ともなっていた。更に、クラブが未設置の地区には“奨励を意味した精神的援助”<sup>34)</sup>の必要性、場所や器材等を確保できず活動が滞っているクラブを支援する必要性、などを訴えて、国庫補助を要求することも設置推進上の任務となりつつあった。老人クラブの結成・運営に於ける老人の自発性を重視する立場からは批判的見解が出されるものの<sup>35)</sup>、1959年の全国老人福祉事業関係者会議の要望決議で“老人クラブに対し国庫補助を行なうとともに、調査研究機関を設

置すること”<sup>36)</sup>といわれて以来、老人クラブに対する国庫補助を訴える要望決議・陳情は毎年繰り返される。そうしたなかで、老人クラブの現状の多様な活動状況とは別に、“公費投入のための規定化、いわゆる「補助を受けるためにはこうあって欲しい」とする新しいあり方も当然考えのなかに入れねばならなくな”るのである。この“規定化過程”に特にとりあげられたのが、事業内容の問題であり、“補助金を交付する要件としては”、“単に娯楽や慰安を認めるのでなく”、“老人学級”や“ボランティア・サービス”なども内容項目として併用し、“老人クラブは、社会教育の場所”でもあることを認識する必要性が指摘された<sup>37)</sup>。

そうして、学習そのものが行われることを期待して、或いは老人クラブの設置普及の為のキャンペーンの一環として、またクラブ活動に対する育成指導の場として、「老人大学」や「老人学級」などと称する場が設けられ、単位老人クラブの一般会員、或いは単位老人クラブの指導者層、時には不特定多数の一般老人を集める。こうした老人クラブの存在は、個々の家庭に埋没していた老人を「老人世代」として社会に位置づける契機となったと言えよう。文部省社会教育課においても、1965年の高令者学級委嘱事業の開始を前に、“厚生省、都道府県、市町村の財政的援助をうけ民間活動として福祉の観点から開設された老人学級がある。その数は全国で約四万七千クラブに達しているが、ここにおいても多少の教育活動が行われている。”とその実態を把握するのである<sup>38)</sup>。

老人福祉法制定の後には全国老人クラブ連合会でも各地で各種の「老人クラブ指導者研修会」を開くことになるが<sup>39)</sup>、この時講師として派遣されることになるのが、先述の小林文成や渡辺定らであり、指導書とされたのが、先述の森幹郎がその殆どを執筆した『老人クラブの運営とその実務』(全国社会福祉協議会、1964.)であった。そこでは、社会教育について、“最近は、従来の成人教育、婦人教育の外に、老人だけを対象とした老人学級、老人大学等を開設して、老人の社会教育に非常に熱意を示してきている”と述べられ、そうした“いろいろな教育活動に参加する”という意味ではもちろん、定期的に使用できる会場の確保が困難な各単位老人クラブにとっては“建物を利用する”という意味でも、“老人クラブにとっては見逃すことのできない社会資源”であるとされた。そしてまた、老人クラブ活動のプログラム編成の際の“貴重な相談相手”として、公民館主事や社会教育主事が“人的資源”とされたのである<sup>40)</sup>。

しかしその後各地で、“あとから始められた文部省の

高齢者教室へ、老人クラブの会員をやめ、そちら専門に通う人がふえて…なぜ脱会するのだろうか、そちらへ引きつけられる魅力はなんなのか”と問われる場面がしばしばあったという<sup>41)</sup>。また、“老人大学の衰退の原因というのは、文部省が別に老人の勉強の場を確立したことに始まります。…高齢者教室には補助金も出ますから、老人は自分達で金の工面をしなくてもいいということでこちらの方に移って行った”との見解もある<sup>42)</sup>。

老人クラブの学習活動はいずれもクラブ組織の事業の一貫して行われるものである。その学習の場に参加するという行為は、組織の活性化を促し、また一定の構成員の間での関係性を維持し「濃密」にする。しかし、学習内容や学習方法の選定に反映するのはつまるところ組織全体としての理念であり、各構成員の主体的な意思ではない。社会的な関係性の広がりを求める、また、学習内容や方法についての目的意識を明確に有した構成員にとってみれば、こうした既成の枠組みの中で学習動機を満たすことはできない。ここに、老人クラブの構成員であるか否かを問わず、一個人としての学習動機に応える学習の場が必要とされる余地があったと言えよう。

### III. 社会教育の領域における高齢者の位置

#### A. 婦人教育と「老人学級」

老人福祉の領域で老人の教育・学習への関心が寄せられ、またその内実を整えつつあった間、社会教育行政の観点から老人の教育・学習について直接具体的な言及があったのは、家庭内の人間関係つまり嫁と舅姑との関係の「民主化」を主要な課題として展開された、婦人教育に関わってのことであった。

文部省社会教育局は1952年、“主に「家庭婦人」”<sup>43)</sup>のための教育を振興する必要を説き、具体的な一形態として婦人団体<sup>44)</sup>の教育的機能を重視した。しかし実際には、嫁が外出する際には老人の諒解を得なければならない<sup>45)</sup>ような風土にあった農村において多く組織化され、それら婦人団体の構成員は、“おばあさん”<sup>46)</sup>を主たる構成員としていた。

そのような状況にあって文部省社会教育局は、“婦人の進歩”を阻み“婦人教育の効率を低めるもの”として“近代感覚のない老人”的存在を指摘し<sup>47)</sup>、また一部の“知識婦人層”<sup>48)</sup>は、“社会教育の対象として特に老婦人層を握ることは教育効果を挙げる上に特に必要”<sup>49)</sup>、“老令婦人の教育は、色々の意味で、大切であると思う

が、全然問題にされていない<sup>50)</sup>、“次は嫁の会です。そういう工夫がもっとプログラムになされなければならない”<sup>51)</sup>などと指摘した。

そして婦人教育を振興する形態として婦人団体とあわせて重視された婦人学級<sup>52)</sup>の編成には年齢に考慮するよう指示され、“20才より30才位の婦人のために若妻会、嫁学級、老人のために老人学級等が開催される”こととなる<sup>53)</sup>。老人クラブ関係者にその教育的意義を見出される老人学級「楽生学園」が、“少なくとも学校教育や社会教育活動のじゃまをしないだけにはなってもらいたい。そうすれば、学校教育も社会教育も、もっともっと速度をまして効果をあげることができるだろう。”<sup>54)</sup>として長野県伊那市において開設されるのは1954年のことであったが、その実践は、“婦人の学習活動への参加を容易にし、その活動を側面的に伸長させる力となるもの”として意義づけられたのである<sup>55)</sup>。

けれどもまた一方では、“婦人団体活動や、婦人学級のあり方および事業等の全般にわたるきびしい反省の声がきかれるようになり”<sup>56)</sup>、また“社会教育上の連絡や種々のサービス事業の及ばない憾みがある”<sup>57)</sup>団体の動向が指摘されてもいた。そして1956年には文部省社会教育局は、婦人教育の現状と問題点を検討し今後の方向性を見定めるべく「地域婦人団体」の実態調査を実施する。そこで明らかにされたのは、“地域婦人会は、会員の大部分が働いている婦人であり”、農村の婦人会は“若い嫁の層が多くなっている”のに対し“都市の婦人会は農村にくらべて年寄りが多い”という実態であった。そしてこの時、農村の傾向については“若い嫁が、予期に反して進出しており家庭の人間関係が少しずつ好転している”と評価され、都市の傾向については、“若い嫁の層”には地域婦人会の他に“多彩な集団活動の機会があり、その方面から需要を満している”のではないかと分析された<sup>58)</sup>。

こうして、“婦人の進歩”を阻害する要因としては、老人よりもむしろ“従来の家長としての成人男子層”<sup>59)</sup>が強調されることとなり、夫・妻という横の関係性への着眼から「夫婦学級的」或いは「家族ぐるみの学習」による学習の必要性が指摘されるなかで<sup>60)</sup>、嫁・舅姑という縦の関係性において捉えられてきた老人の位置づけは不分明になる。

そして1962年より家庭教育学級の委嘱事業が開始されると、老人の存在は孫・祖父母という関係性、家事の役割分担の関係性において捉えられることとなる。“農業労働は婦人と老人・子どもの手にゆだねられている。農村の封建性を論ずる時、常に不利な対象として

取上げられてきた老人層であったが、今この農村の現状では、老人の人間復興をこそ思う”<sup>61)</sup>、“勤労家庭増加のおりから、子どもの養育が祖父母にゆだねられている今日、孫をもつ老人を対象に家庭教育学級が開設されたことは、家庭教育振興上重要なことであり、今後老人教育については考えなければならぬ分野”<sup>62)</sup>、等といわれ、孫の教育や祖父母の家庭における役割、などを学習内容とする<sup>63)</sup>「祖父母学級」が開設されるのである。

婦人教育に関して言及された老人の教育・学習とは、あくまでも家庭の一構成員としての存在であり、また主として女性を念頭におくものであった。そして、老人の教育・学習の効用は、第一義的には老人自身ではなく老人が「適応」すべき社会や家庭に見出されるにすぎなかった。しかし、家庭内の「民主化」という「当面の」解決すべき課題をもって成立した婦人教育の諸形態は、課題の解決とともに終息するか、新たに別の課題を設定することによってのみ維持される。この意味で、老人が社会や家庭に「適応」するに伴って、舅姑や祖父母といった家族の構成要員としてのみならず地域の一構成員として捉えられるのも必然の流れであり、「高齢者」一般に対する教育・学習の機会は、自ずとその原型を整えつつあったのである。

こうした婦人学級や家庭教育学級の一部が、“高齢者学級の現状”として、“その名称は区々であるが…全国で二千学級に達している”<sup>64)</sup>と把握される実態を呈することになる。

## B. 「高令者教育」という発想へ

この間、各学級が“人集め”にもっとも苦しみつつある現状<sup>65)</sup>に着眼した研究領域においては、“社会教育の場に登場してこない広範な大衆層を、どうするか”<sup>66)</sup>が問題とされ、社会教育の対象に関する議論が盛んになされた<sup>67)</sup>。そのなかで、欧米の心理学を援用する議論においては、年齢とともに学習能力や学習意欲がどう変化するのかといったことに関する実証的データを示したソーンダイクやハヴィガースト等の理論に拠りつつ、“いまや七十才頃までの「成人教育計画」もなりつつ”<sup>68)</sup>などとも述べられていた。

或いはまた“老人の集団”<sup>69)</sup>の実態についての調査がなされ、老人クラブの実態について、“敬老会、おたのしみ会”に留まることへの批判的見解を示し、“会の講演会等の教養に関する諸行事を中心にして老人学級をつくることを役員、会員有志に働きかけ”るなどの社会教育関係職員の動きもあった<sup>70)</sup>。老人クラブや老人学

級を開設しようとする方々からの要望に応えて1961年には小林文成が『老人は変わる—老人学級の創造』を著し、その同年の教育映画祭では、「楽生学園」の記録映画「村の老人学級」が優秀作品賞に選ばれ、その内容について“社会教育の対象として忘れられている感のある老人の教育のあり方を追求”<sup>71)</sup>するのに有効であるとも評される。以降、「老人大学」、「おばあちゃんの生きがい」(いずれも1964年)など老人の学習活動や生活に関わる問題を提起する視聴覚教材が作成され、文部省選定社会教育映画ともなる<sup>72)</sup>。そしてまた、『社会教育』誌上に記載される社会教育行政関係者の海外視察報告には、高齢者への言及も少なくはなかったのであり、退職準備教育に関する事なども含めて、特にアメリカの高齢者と教育・学習に関する現状も知られるところとなっていた<sup>73)</sup>。

老人の教育・学習の意義を見出す見解は、ここに示した動向からも推察できるように、まとまった議論の文脈に収束することはないものの、様々な立場から示されていたのである。

そしてまた、婦人教育に関わっては、先述の1956年の文部省社会教育局「地域婦人団体」実態調査で明らかにされた“働いている婦人”、農村における“進出して”きた“若い嫁”及び都市における“多彩な集団活動”を前に、“婦人教育”という他律的な観点から「婦人自身の学習」という自律的な観点へ目を移さなければならない時点にやってきた<sup>74)</sup>との見解が示される。このとき目が向けられ分析・評価された「婦人自身の学習」のうち<sup>75)</sup>、高齢者の位置を確認しようとする本稿の主旨から注目されるのは、老後・老人問題<sup>76)</sup>に関する関心を示した婦人層と、その「婦人自身の学習」に着眼した研究動向である。

分析・評価された「婦人自身の学習」の側面とは、嫁・姑関係に関わる家庭内の悩みについての具体的な改善方法の話し合いが、次第に未亡人になった場合など老後の生活の不安を中心を話し合い、自分自身の身近な問題としてではなく広く女性一般に共通な問題として議論される、という展開内容であった<sup>77)</sup>。とともに、“非老人世代が、いまからなにをすべきか”という観点から「老後問題の研究」が盛んとなり、“新しい老後觀をうちたて、社会保障を要求していくことが、結局今日から明日への課題になっていくことの再発見は貴重である。”などと評される<sup>78)</sup>。また、家庭教育学級の運営においては、将来に対する計画、時間的な将来の見通しという観点を含めて言われる「生活設計」が学習課題の鍵概念ともなる<sup>79)</sup>。

自分の身に降りかかっていた「老人問題」の解決・打開という視点から、将来自分の身に起こる「老後問題」への準備・対策へとその関心を移していく婦人の学習活動の展開はそのまま、それを意味づけようとする研究上の関心にも反映することになるのである。

当時の学術研究一般についてみれば、1963年の老人福祉法の制定前後には、従来の生理学や人口学などの領域のみならず、社会福祉や社会学等の研究者が老人や老後に関する論文や諸調査結果を公表しつつあり<sup>80)</sup>、“老人社会学”<sup>81)</sup>の体系化を試みつつあった。1964年に政策理念として「社会開発」が打ち出されると、“その頂点となるものが老年開発である”<sup>82)</sup>などと述べて、「社会開発」論における老人福祉事業の位置と機能に関する理論を整えようとする動向もみられる。或いはまた、1965年には国民生活局が設置されるなど、労働環境や物価高等人々の生活上の問題の解決が政策的な課題となっていた。

こうした生活環境や意識・行動への関心は、社会教育の研究領域においても、老後・老人問題という切実で身近な、極めて実践的な問題に対する関心とはまた別に、その「老人」や老人の生活を規定する社会的な意識・枠組みや慣習に対する関心を喚起し、老人が「適応」すべきとされてきた家庭や社会、或いはまた老人クラブの側の内実を問う契機を含んでいたと言えよう。

老後・老人問題に関する関心をもち主体的に学習を展開した婦人の大部分は“老年をまぢかに控えた人びと”であり、“老令者への利己的関心”<sup>83)</sup>を有していたにすぎなかつたと言えようが、後には自ら積極的に教育・学習の機会を求める主体的な高齢者層を形成する。そしてその婦人らに注目した研究者の関心は、各世代の「老後問題学習」の必要性と、高齢者にとっての教育・学習の意義を論じる方向にも向かうことになるのである<sup>84)</sup>。

#### IV. おわりに

成人或いは婦人とは異なる、「高齢者」の教育・学習を支援・推進しようとする意図は、社会教育の領域では1965年、高令者学級委嘱事業の成立、というかたちにひとまず具現化する。既に高齢者の教育・学習活動が各地でみられ、高齢者の「学習」への志向性も顕在化しつつあり、それを意義づけ支援促進する民間や行政関係者の取り組みが認められる状況にあって、この委嘱事業は、それらに対する諸条件を整備し活動の活性化を促すことをその内実としたものだったと言えよ

う。

そしてこの事業の意義を評価し跡づけるべく、委嘱学級の事業報告書<sup>85)</sup>が作成され、「参考事例集」として全国に配布される。そこで示された「参考事例」とは、これまでみてきたように、各地で固有の意味づけをもって高齢者を集めつつあった個別具体的な教育・学習の場の、一側面を汲み取ったものにすぎない。しかしその「参考事例」をもって「高齢者学級」という平均的なイメージは成立し、高齢者の教育・学習に関して様々に示されてきた知見は「高齢者教育」という共通の議論の枠組みを得ることになったとも言えよう。

本稿はあくまで1960年代前後の社会福祉、社会教育の領域において見出された「高齢者教育」の「萌芽」を確認したにすぎない。その後、高齢人口の急増、老人福祉政策や中高年労働政策の積極化、そして「生涯教育」の理念の受容と具体化、などという社会的な変化と、関係各行政による対「高齢者」事業の開始、という政策的な動向を経ながら、高齢者は教育の対象或いは学習者として語られるようになるのである。

(指導教官 鈴木 真理)

### 註

- 1) 年齢の意味が社会の諸制度や文化と結びつく経緯については、ハワード・P.チュダコフ『年齢意識の社会学』(工藤政司・藤田永祐訳)法政大学出版,1994.、否定的エイジズムと肯定的エイジズムの諸相については、アードマン・B.パルモア『エイジズム』(奥山庄司・秋場聰・方多順・松村直道訳)法政大学出版,1995.、社会教育の理論・実践に照らして論じたものとしては、山田正行“高齢者問題と社会教育実践－年齢的排除の構造と高齢者の学習”〈日本社会教育学会『現代的人権と社会教育』(日本の社会教育・第三十四集.)1990.p.142-152.〉など。
- 2) 大橋謙策“高齢化社会と教育制度”〈室俊司・大橋謙策『高齢化社会と教育』中央法規出版,1985.p.87-91.〉
- 3) 矢野岩雄“今後の養老事業の使命に就て”『養老事業だより』1949年8月号.p.5-7.
- 4) 芦澤威夫“養老事業について”『社会事業』1950年8月号.p.37.
- 5) “昭和二十九年度全国養老事業協議会報告”『養老事業だより』1954年12月号.p.2.
- 6) 杉村春三“九州地区養老事業大会報告”『養老事業だより』1954年8月号.p.6-8.
- 7) 全国養老事業協会の要職には厚生省関係者が就き、養老事業界の各種大会や研究会には常に厚生省社会局関係者が参加した。養老施設職員の要望や議論は、厚生省社会局が直接感知し得るところで表されていたのである。
- 8) 体系だったものとしては、川瀬専之助『老人処遇』東京養老院,1958.“老人の教育上の特徴”(p.98)に言及している。宗教家で

あり養老施設の院長でもあった川瀬は、全国養老事業協会や全国社会福祉協議会などの要職に就いていた人物である。

- 9) 欧米の動向と日本への影響は、橘覚勝『老年学』誠信書房,1971.p.39-87.を参照。
- 10) 渡辺は安田生命医長として20年務め、内閣統計局嘱託として日本人の疾病死因分類を作成、ついで厚生省研究員となり寿命や疾病に関する統計調査等を手がける。第3回ジェロントロジー学会で「日本老年学会」の下部学会として発足した「老年社会科学院」の会長を務めた人物である。
- 11) 渡辺定“寿命研究の意義と課題”〈寿命学研究会『寿命学研究会年報』1956.p.1-2..〉
- 12) 具体的な内容は、渡辺定『あなたの寿命革命』朝日新聞社,1959.p.234-235を参照。その他の渡辺及び『寿命学研究会』の動向についても、主として本著を参照。
- 13) 田中恒男“アメリカ合衆国における老人教育”〈寿命学研究会1956.p.159-160〉
- 14) “昭和三十年度全国養老事業協議会議事録”『養老事業だより』1956年2月号.p.12.
- 15) 制定過程については、岡本多喜子『老人福祉法の制定』誠信書房、1983. 大山正『老人福祉法の解説』全国社会福祉協議会,1964.を参照。
- 16) 全文は、西田誠行“海外における老人の社会的保護”〈住谷悦治・孝橋正一『老後の生活は守られるか』生活文化協会,1955.p.151-152.〉等を参照。
- 17) 1958年の陳情書には、“1老人登録制度、2老人手帳、3老人の定期検診、4老人の軽費診療、5老人相談所、6老人の職業指導、7老人の教育、8在宅老人のための訪問員制度、9老人福祉に関する調査審議会”、1959年には“養老施設、特殊養老施設、経費有料老人ホーム及び老人住宅、老人クラブ、老人福祉センター、老人教育”、1960年には“老人の生活相談、健康管理、就労対策、老人教育、老人手帳、老人クラブ、老人センター、老人家庭奉仕員制度、調査審議機関等”を具体的な項目内容とする要求が出された。
- 18) 森は、当時を以下のように述べている。“昭和三十六、七年の頃、私どもは老人クラブについても法律に規定しようと、いろいろ老人クラブについて勉強していた。…私にはもう一つもの足りないものが感じられてならなかつた。それは、どこのかのクラブにいっても、踊りや歌だけで終わっていたからである。…こうして考え出されたのが、今日、いわゆる老人クラブの四本の柱として知られている、1教養の向上、2健康の増進、3レクリエーション、4地域社会との交流、である。いってみれば、これらの活動内容は、私どものあたまの中から生み出された理念であった。…いまさら「教養の向上」などとむつかしいことを言うのは、「余生を楽隱居」したいという老人の福祉に反するものであるというお叱りも出た”(森幹郎“四本の柱のこと”〈小林文成『老人クラブに生きる』社会保険出版社,1973.p.245-248.〉)。
- 19) 厚生省社会局老人福祉課『老人福祉研究』No.7,老人福祉研究会,1974. p. 9 ..p.49.
- 20) 森幹郎“老人福祉法と社会福祉”『社会教育』1963年8月号.p.35.
- 21) 昭和46年3月大臣裁定「昭和46年度社会教育局(内部部局)事務処理方針について」には、社会教育課長の“努力目標”として

- “雑誌『社会教育』等を利用して、国の社会教育行政に関する施策の周知徹底を図ること”とある。『社会教育』誌上の論文は、大枠では社会教育行政としての見解を表明するものであり、またそれ故に、その後の社会教育関係職員や研究者の関心と実際の行動とを左右するものもあると言えよう。
- 22) 塚本哲“老人教育の意味するもの”『社会教育』1963年8月号.p.10.
- 23) 森幹郎“老人福祉法と社会福祉”『社会教育』1963年8月号.p.35.
- 24) 高齢者の欲求不満への社会的な対応に関する考察は、副田義也“現代日本社会における老人問題”(『日本社会事業大学研究紀要』1960年特集号.1960.p.79-84.)を参照。
- 25) 全国老人クラブ連合会『全老連三十年史』1993.p.591. 老人クラブの普及と組織化の過程については、伊藤真木子“老人クラブの設置普及過程に関する考察”(『生涯学習・社会教育学研究』(第26号)東京大学 大学院教育学研究科 生涯教育計画講座 社会教育学研究室, 2001.)を参照。
- 26) 村田松男“老人クラブ運動の類型分析とその新段階”『社会事業』1957年9月号.p.23-29.
- 27) 矢内正一“老人福祉の道”『老人福祉』22巻, 1958.p.31.
- 28) 池川清“老人福祉”日本生命済生会, 1960.p.237-248. 池川は大阪市民生局児童課課長としてアメリカに赴くが、アメリカの児童福祉行政の所管事項に“おばあちゃん教育”があったことから老人福祉行政への関心を抱き、“老人教育”的意義をも説く。
- 29) 「老人福祉週間」の行事として企画されたこの試みは“予想に反して大好評で、”各地からの照会を受ける先駆的事例となる(座談会“社協活動40年の懐古と展望”(徳島県社会福祉協議会『徳島県社会福祉協議会40年のあゆみ』1992.p.171-177.))。
- 30) 芦澤威夫“編集後記”『老人福祉』1958年1月号.p.29. 小林は、“日本の学者たちが老人教育に対しては、割合に冷淡で、学問的うらづけをしようとしていませんのに、芦澤先生は私などを励まして老人教育に勇気を与えて下さいました。”(小林文成“芦澤先生に感謝申し上げます”芦澤威夫先生米寿記念誌刊行会『老人福祉事業の回顧と展望』p.261-263.)と述懐している。
- 31) 城戸浩太郎“社会心理学と音楽”『社会意識の構造』新曜社, 1970.p.221.
- 32) Ibid., p.226.
- 33) 1960年度には8県163市329町111村、1961年度には11県169市369町161村、全市町村数の20%が助成金を出していた(厚生省社会局老人福祉課『老人クラブ第一集』全国老人クラブ連合会, 1974.p.21.)。
- 34) 村田松男“老人クラブはどうあるべきか”『老人福祉』1963年3月号.p.43-44.
- 35) 小林文成“全国老人福祉事業関係者会議に出席して”『老人福祉』1962年10月号.p.19-22.
- 36) “老人福祉に関する陳情”『老人福祉』1960年3月号.p.7.
- 37) 村田松男“老人クラブはどうあるべきか”, op.cit.p.41-42.
- 38) 柴田小三郎“高齢者学級”とは『文部時報』1965年6月号.p.50-51.
- 39) 実施概略は、全国老人クラブ連合会『老人クラブ-その歩みと活動-』1974.p.154-157.
- 40) 曰く、“彼らも別に、しきつめらしいお説教や固苦しい講演ばかりしているわけではなく、すぐれたレクリエーション・ワーカーでもあるはずであるから、時には、ぐっとくだけた、やわらかい内容のものを指導してくれることであろう。”(厚生省社会局施設課監修『老人クラブの運営とその実務』全国社会福祉協議会, 1964.p.102.)
- 41) 講師陣は通常、“老人クラブは研修会の場合、会場の設営から湯茶の準備まで会員が自主的に行う。ところが公民館で最近始めた高齢者教室はすべて館がお膳立てをするので、きわめて気楽に勉強できる。だから…”などと応対したこと(厚生省社会局老人福祉課『教養活動のすすめ方』全国老人クラブ連合会, 1978.p.7-8.)。
- 42) 徳島県社会福祉協議会, op.cit.p.176.
- 43) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1952.p.20.
- 44) 社会教育法制定時の関係婦人団体数は全国で11,600、会員数6328,000人と確認されている。初期の婦人団体の設置普及動向については、文部省社会教育局『昭和34年度婦人教育資料』1960.p.9-13.を参照。
- 45) 滋賀県“村から町から—「老人教育」”『社会教育』1951年8月号.p.34.
- 46) 座談会“婦人教育の新しい段階”『社会教育』1953年1月号.p.66
- 47) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1953.p.24.
- 48) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1952.p.148.
- 49) 田辺繁子“婦人教育の新しい展開”『社会教育』1951年3月号.p.9
- 50) 溝上泰子“現代婦人教育批判”『社会教育』1953年3月号.p.12-13.
- 51) 座談会“婦人教育の新しい段階”, op.cit.
- 52) 初期の婦人学級の変遷については、文部省社会教育局『昭和34年度婦人教育資料』1960.p.3-6. 1956年以降の委嘱婦人学級の概況については、各年度毎に文部省社会教育局から出される『文部省委嘱婦人学級の概況』を参照。
- 53) 文部省社会教育課『社会教育の現状』1955.p.21.
- 54) 小林文成“老人は変わる—老人学級の創造”(國土社, 1961.p.20.
- 55) 千野陽一“農村の社会教育”(海後宗巨・村上俊亮『社会教育学 教育学叢書7』誠信書房, 1959.p.51.)長野県の公民館主事として年間務めた千野は、上記“老人は変わる—老人学級の創造”の校正を受け持った。
- 56) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1955.p.19.
- 57) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1952.p.148.
- 58) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1958.p.84-86.
- 59) 文部省社会教育局『社会教育の現状』1954.p.58.
- 60) 例えば、江田忠著・生活科学調査会編『若妻学級』医歯薬出版, 1959.
- 61) 文部省社会教育局『家庭教育の現状』1966.p.136.
- 62) Ibid., p.140.
- 63) 具体的な内容は、文部省社会教育局婦人教育課“家庭の生活設計に関する学習領域”『婦人教育の学習内容領域についての参考資料』1966.p.18-19.
- 64) 柴田小三郎, op.cit.p.50-51.
- 65) 小山文太郎“実践社会教育”(塙書房, 1956.p.3.)
- 66) “一九五四年度における主なる社会教育の動向”(日本社会教育学会編『日本の社会教育・第一集』國土社, 1955.p.169-170.)
- 67) 日本社会教育学会『日本の社会教育第二集』(社会教育と階層) 国土社, 1956. 伊藤道機“社会教育の対象及び対象別類別”(『新

- 社会教育概論』小峰書店,1956.p.13-40.) 小山文太郎“社会教育対象の所在”〈『実践社会教育』塙書房,1956.p.46-78.〉など。
- 68) 平沢薰“現代成人教育の課題と条件”『社会教育』1954年12月号.p.36.
- 69) 愛知県教育委員会“老人大学、老人講座、老人学級、老人クラブ”『社会教育』1962年10月号.p.23.
- 70) 詳細は、文部省社会教育局「高令者学級資料」第1輯,1966.にある各事例を参照。
- 71) (A・F) “今月の映画”『社会教育』1961年11月号.p.71.
- 72) 「実験社会学級」(1954~1956年)以来、小集団学習の手段として視聴覚教材のもつ意味は高く評価された。文部省調査局『昭和31年度社会教育関係団体調査報告書』1957.によると、地域婦人団体の社会教育映画の利用率は、1団体当たり年平均4.1回。
- 73) 例えば、1950年10月号“(渡米報告 ハイスクールの話)市の教育委員会が経費一切を支出してこうした施設をしてやり、年老いた人たちが熱心に学んでいる姿は誠に尊い”、1959年11月号“(スウェーデンのこと)学習サークルには老齢年金受給者のための老人学習サークルもある”、1960年6月号“(アメリカ事情)余暇利用と高齢者教育”、1963年4月号“(アメリカ・カナダ・アラカルト)高校時代の教科目の中からすでに老人問題をとりあげ、「年をとる」ことについての理解をふかめている。労働組合でも、退職に備えての老人問題を準備教育し、大学にも一つのコースとして老人科が設定されたところもある。”など。
- 74) 三井為友“婦人における学習の組織”〈生活科学調査会『講座日本の社会教育IV 婦人教育』医歯薬出版,1960.p.224〉。
- 75) 物価の値下げ、子どもの教育環境の改善といった身辺的な問題から、公明選挙運動や「売春禁止法」制定の促進といった社会的な問題、国際交流や平和運動といった世界的な問題、或いは婦人教育費の増額、などと多岐にわたる問題に積極的な関心を示し、その関心を基に学習活動を積み、実際に社会に対しアピールし働きかける行動力をもっていた婦人が評価・分析の対象となった(西清子“戦後における婦人の動き”〈生活科学調査会『講座日本の社会教育IV 婦人教育』医歯薬出版,1960.p.35-54.〉)
- 76) 養老施設職員等による「施設老人」の「待遇」の改善を求める運動、老人クラブを中心とする老人福祉法の制定や補助金の増額に向けた運動、それらに加えて中高年者婦人による、老親を扶養する現在の窮状の改善および将来の自分自身の生活保障を訴える運動があり、それぞれの運動が何が問題で何が求められる解決策なのか、「老後問題」と「老人問題」についての一定の定義と一定の価値方向性を持ち得ないままに、たとえば各種老人ホームの設置要望が出される一方で建設反対運動が行われる、といった運動状況を呈していた。
- 77) 室俊一“戦後日本婦人の自己形成-家庭婦人の学習と実践の発展過程を中心に”〈国民教育研究所・社会と教育研究委員会『戦後日本国民の自己形成』p.103-179.〉特に“「老研」の成果”的項。
- 78) 堀恒一郎“書評 老後問題の研究”『月刊社会教育』1962年4月号.p.73.
- 79) 家庭教育学級の開設のそもそもその発想が、「青少年対策」の一環であると同時に婦人学級の学習内容の整理を目指すところにあったとも言われる(竹内利美“社会教育の「内容」設定をめぐって”『社会教育』1965年6月号.p.12.)
- 80) 東京都老人総合研究所編『老年研究文献目録:社会科学編』1975.
- 81) 笠原正成『老人社会学』駿河台出版,1962. 那須宗一『老人世代論』芦書房,1962.など。
- 82) 黒木利克“老年開発時代”『老人福祉』1964年12月号.p.2-5.
- 83) 副田義也“老齢者にたいする関心・意識の諸類型—ひとつの覚書として—”〈国立社会教育研修所『成人教育専門講座講義資料』1971.pp.31.〉
- 84) 室俊司(“総論”(室俊司・大橋謙策『高齢化社会と教育』中央法規出版,1985.p.39-65.))や田辺信一(“老後の学習機会”(吉田昇・碓井正久・田辺信一『人間のための教育5 成人』日本放送出版協会1973,p.217-255.))、野々村恵子(“高齢者の学習機会の多様な広がり-自治体での試み”(関口礼子『高齢化社会への意識改革-老年学入門』勁草書房,1996.p.180-209.))など、婦人の学習活動への深い関心を保った人々は、後に高齢者の教育・学習の意義をも論じることとなる。
- 85) 文部省社会教育局「高令者学級資料」第1輯,1966.